

岡山県笠岡陸上競技場利用規準

岡山県笠岡陸上競技場の円滑な利用を行うために、主競技場（以下「競技場」という。）と補助競技場（以下「多目的広場」という。）の利用について次のとおり規準を定める。

1 利用種目

各施設での利用種目は、次のとおりとする。

(1) 競技場

陸上競技，サッカー・ラグビーその他市長が認めたもの。

ただし，サッカー・ラグビーについては原則として公式試合のみとする。

(2) 多目的広場

基本的には自由に誰でも利用可能であるが，専用利用をする場合及び危険を伴う行為を行う場合は許可を受けるか協議をすること。

陸上競技(投てき練習については不可)，サッカー(大人1面，ジュニア3面)，フットサル，ラグビー(1面)，ソフトボール(大人2面)，軟式少年野球(2面)，グラウンド・ゴルフ，ゲートボール，その他市長が適当と認めたもの。

2 利用制限

施設の開場期間は，年末年始（12月29日～1月3日）を除く日の午前9時から午後9時までであるが，競技場のフィールドは，芝生メンテナンスのため利用制限がある。

また，サッカー・ラグビーについてのナイター使用は行わない。

サッカー・ラグビーの利用は，原則として公式試合のみとするが，特に市長が認めた場合はこの限りではない。

なお，土曜日・日曜日・祝日（以下「休日」という。）については，2週間連続で利用があった場合，芝養生のため1週間フィールドは利用できないこととする（3週連続の休日利用はできない）。

なお，危険防止のため，サッカー・ラグビーなど，他の種目と並行しての利用は制限する。

3 予約方法(専用利用)

(1) 休日の専用利用者の決定は原則第4項に定めるスポーツ施設調整会議において行う。

ただし，サッカー・ラグビーについては，原則として公式試合のみを対象とする。

(2) 平日の専用利用及び休日の一般予約（年間調整予約とスポーツ施設調整会議による予約以外の予約）による専用利用については，利用日の3ヶ月前から1ヶ月前まで予約を受け付けるが，その効力は，利用料の受領を以て発するものとする。

(3) 年間調整予約

次のものは、スポーツ施設調整会議に優先して専用利用できるものとし、順位も記載の順番とする。

競技団体によっては次年度の年間スケジュールを年度内に作成するため、1年前には会場確保が必要となる場合もある。これらについては、12月に年間行事を調整する。

- ① 笠岡市が主催する大会及び笠岡市が誘致した大会
- ② 県や国等の公共団体の主催する大会
- ③ 体協又は各競技団体主催の県大会規模以上の大会又は県予選会
- ④ 小・中・高体連主催の大会，その他教育上必要と認められる大会

(4) その他

陸上競技場と多目的広場を同時に利用する大会の場合は、陸上競技場の予約と同時に優先的に多目的広場の予約ができるものとする。

4 スポーツ施設調整会議

スポーツ施設調整会議は、年末年始を除く休日におけるスポーツ施設の利用予約の調整を行う会議で、次の要領で行い、利用希望者は、この会議に出席する必要がある。

- (1) 開催日時・・・4, 5, 6, 7月分は12月の第3金曜日午後7時から
8, 9, 10, 11月分は4月の第3金曜日午後7時から
12, 1, 2, 3月分は8月の第3金曜日午後7時から
※ただし、令和3年4, 5, 6, 7月分についてのみ
令和3年1月8日(金)午後7時からとする。

(2) 開催場所・・・市民体育センター

(3) 対象・・・笠岡市体育施設の場合は、市内に活動拠点を置く団体とする。競技場及び多目的広場は県有施設であり、施設の性格や広域的な利用、大規模な大会等も考慮し、県内の団体も対象とする。

5 雑則

施設の保護及び秩序維持のため次の行為は禁止する。

- (1) 競技場での火気使用及び喫煙
- (2) 危険物の持ち込み
- (3) 動物の持ち込み
- (4) ハイヒール等施設を損傷する恐れのある履き物での施設利用及び入場
- (5) 酒気帯びの施設利用
- (6) 許可のない物品販売，広告，宣伝，募金活動

附則

令和 2年 4月 3日 一部改訂

令和 2年 11月 6日 一部改訂